

(証券コード 4348)

平成 27 年6月 11 日

株主各位

インフォコム株式会社

代表取締役社長 竹原 教博

第 33 回定時株主総会招集ご通知の添付書類一部修正について

平成 27 年5月 28 日付けにて、株主のみなさまあてにご送付いたしました表記書類につきまして、記載内容に一部誤記がありましたので、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

修正箇所

株主総会招集ご通知添付書類 57 ページ

第2号議案 定款一部変更(2)の件

2. 変更の内容

変更案 第 38 条の記載について

修正前

(取締役の責任免除)

変更後

(監査役の責任免除)

以上

<ご参考> 修正後の記載は以下のとおりとなります。(太字斜字の部位が修正箇所となります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条から第 27 条まで(条文省略) (取締役の責任免除)	第1条から第 27 条まで(現行通り) (取締役の責任免除)
第 28 条 (条文省略) 2. 当社は、 <u>社外取締役</u> との間において、会社法第 423 条第1項の責任について、そのものが職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。	第 28 条 (現行通り) 2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間において、会社法第 423 条第1項の責任について、そのものが職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結す

<p>第 29 条から第 37 条まで(条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間において、会社法第 423 条第 1 項の責任について、そのものが職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第 39 条から第 45 条まで(条文省略)</p>	<p>ることができる。</p> <p>第 29 条から第 37 条まで(現行通り) (監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 (現行通り)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間において、会社法第 423 条第 1 項の責任について、そのものが職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第 39 条から第 45 条まで(現行通り)</p>
--	---